

改正	昭和46年11月12日決裁	昭和47年4月20日決裁
	昭和48年7月30日決裁	昭和49年7月10日決裁
	昭和50年9月10日決裁	昭和51年6月28日決裁
	昭和54年4月5日決裁	昭和57年11月24日決裁
	昭和58年5月26日決裁	昭和59年3月2日決裁
	昭和59年8月15日決裁	昭和60年7月18日決裁
	平成2年7月9日決裁	平成7年4月1日決裁
	平成10年7月29日決裁	平成11年4月1日決裁
	平成15年3月26日決裁	平成15年8月18日決裁
	平成17年4月1日改正	平成19年4月1日改正
	平成20年4月1日改正	平成24年4月1日改正
	平成25年4月1日改正	平成25年8月26日改正
	平成27年4月1日改正	平成29年6月7日改正
	平成30年4月1日改正	令和2年4月1日改正
	令和3年4月1日改正	

（設置）

第1 不動産の取得又は処分等に係る価格について、適正な評定をするため、八王子市不動産評価審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2 審査会は、次の各号に掲げる事項について、各事務部局の要求によりこれを審査する。

- （1）市において購入、売却又は交換しようとする不動産の価格に関すること。
- （2）市において貸付け、又は借受けようとする不動産の賃貸借料に関すること。

（組織）

第3 審査会は、会長、副会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は契約資産部に関する事務を所管する副市長、副会長は契約資産部長をもつて充てる。
- 3 委員は、次に掲げる職にある者をもつて充てる。

財政部長
都市計画部長
拠点整備部長
まちなみ整備部長
道路交通部長
学校施設整備担当部長

- 4 前項に規定するもののほか、臨時委員を置くことができる。

（会長及び副会長）

第4 会長は、会務を総理し、会議を招集し、議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（意見の聴取）

第5 会長は、必要があると認めるときは、知識若しくは経験を有する者又は関係者の意見を聴取することができる。

（定足数及び表決数）

第6 審査会は、会長、副会長及び委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 審査会の議事は、出席する副会長及び委員（臨時委員を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（付議要求）

第7 各事務部局の長は、審査会に付議すべき事案があるときは、付議要求をしなければならない。

- 2 前項の付議要求は、あらかじめ資料を作成し、審査会の庶務を担当する課に提出して行うものとする。

(庶務)

第8 審査会の庶務は、契約資産部資産管理課において処理する。

(委任)

第9 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。